

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在のC農業協同組合（以下「農協」という。）に採用され、主に畜産関係の業務に従事していた。

請求人によれば、昭和〇年〇月頃から、吐き気、便秘、腹痛の症状が出現し、その後同様の症状で年2回ほどの頻度で入院・通院により治療を継続していたが、平成〇年〇月にD病院に受診し、検査の結果「クローン病」と診断された。

また、平成〇年頃から、職場でパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けるようになり、平成〇年頃に請求人の旅費に係る不正行為が問題となったこと、このことにより農協から懲戒処分を受けたこと及び配置転換後に仕事を与えられない等の職場でのいじめを受けたことなどからうつ状態が悪化し、平成〇年〇月〇日、E病院に受診したところ「うつ病」と診断された。

請求人は、うつ病の発病及びクローン病の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病したうつ病及びクローン病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病したうつ病及びクローン病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、請求人が述べる症状出現や療養の経過及び診療を行った医師の意見書等を踏まえ、平成〇年〇月頃に「F32 うつ病エピソード」を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月に、出張命令簿に載らない出張をしたことや出張復命書を作らなかったことにより、降格と1か月の懲戒停職処分を受けた。これは、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

この点、平成〇年〇月〇日付け農協作成の「臨時監査報告書の提出について」によると、「新幹線回数券の目的外の保管による使い回し、命令のない出張や内容と異なる期日の出張などが認められた。また、他の職員の氏名を勝手に使用し、印鑑を盗用し申請書を作成したことが認められた。さらに、調査の事実確認に対して不誠実な態度をとり、長期間の調査となりJA事業へ影響したことが認められた。」と記載されており、請求人の行為は、過失ではなく、故意の不正行為と推認できる。

したがって、降格と1か月の懲戒停職処分は、妥当な処分と認められ、請求人に過大なペナルティが課されたとはいえず、また、当該処分を原因とする請求人に対するいじめ等も認められないことから、出来事の心理的負荷の強度は「中」と判断する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの懲戒停職後に営農部付けで資材課に配転となった。これは、認定基準別表1の「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、配置転換の理由が自らの不正行為により管理職である課長から主任へ降格されたものであることから、配置転換には相応の理由があったものと認められる。さらに、配置転換後の業務の困難性は主任職ということからも、ベテラン職員の請求人にとっては容易に対応できるものであり、変化後の業務の負荷が軽微であったものと認められ、出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(ウ) 請求人は、平成〇年〇月から、資材課で机も仕事も無く、パワハラを受けていたと主張する。

この点、当時の資材課長であったFは「平成〇年に請求人が資材課に来た以降、私を含めた資材課の職員が、請求人に対してわざと仕事を与えなかったということは一切ない。また、G常務からそのような指示をされた

こともない。」と述べている。また、当時資材課員だったHは「請求人が資材課に来たら湯温消毒の仕事をさせるということは、あらかじめ上の方で決めていたと思う。請求人が資材課に来られた時に、湯温消毒の仕事を覚えてもらうために、マニュアルなんかを渡したという記憶がある。私の席は、この図の斜線を引いたところで、請求人は、この図の中の席で、空いている席を自由に使っていいよと言われ、使っていたような気がする。F資材課長と請求人との間でトラブルがあったとは考えられない。資材課の職員と請求人との間でトラブル的なことはなかった。」と述べている。

以上の申述から、請求人が主張するようなパワハラがあった事実を確認することはできない。請求人は机も仕事もないと主張しているが、請求人には決められた机はなかったものの、空いている机を使用できる状況にあった。また、仕事も、当初は湯温消毒の仕事に必要な知識を得るためにマニュアルを与えられており、年明け後の平成〇年〇月及び〇月の間は早出残業を始め、午後8時前後までの時間外労働が認められることから仕事がなかったとも認められない。

したがって、懲戒処分明けに異動した職場であり、請求人は神経質になっていたものと推認できるが、パワハラを受けたことを証明する客観的な証拠はなく、当審査会としては、出来事として評価することはできない。

(エ) 以上のことから、請求人の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事が複数認められるものの、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」については、妥当な処分内容であり、心理的負荷の強度は「中」のままと判断する。また、これに関連する「配置転換があった」については、降格処分に人事異動が伴うことは予見でき、異動後の業務の負荷は軽微であることから、心理的負荷の強度は「弱」のままであると判断する。総合評価における共通の検討事項である、仕事の裁量性の欠如、職場環境の悪化、職場の支援・協力等の欠如の状況については、特段評価するものは認められず、出来事の前から続く恒常的な長時間労働も認められない。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体的な評価は「強」には至らないものと判断する。

(4) 業務以外の出来事及び個体側要因については、決定書第2の2の(4)のイの(オ)及び(カ)を引用する。

- (5) したがって、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務における心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。
- (6) なお、請求人は、平成〇年〇月からの米穀課でのパワハラ、その後に管理者からの退職の強要があったと主張するので、仮に2回目の懲戒処分と併せて、これらを発病後の出来事として評価したとしても、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、いずれも「特別な出来事」に該当しないことから、業務との因果関係は認められない。
- (7) また、請求人は、クローン病の原因として、畜産関係に携わり、細菌・ウイルスに感染したことも考えられると医師に言われており、不明・不特定な病気は労災認定できないというのは、労働安全法（ママ）違反であり違憲判断であると主張する。

この点、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「クローン病の原因は、ストレス含む環境因子及び遺伝因子の双方が関与するといわれているが、まだその原因は特定されておらず、本症例においても、その原因は不明である。」と述べている。さらに専門部会の意見書では「クローン病は、現在の医学的知見においては『原因不明』である。したがって、業務と発病との間に因果関係を認めることはできない。」と述べている。

したがって、請求人のクローン病は、現在の医学的知見においては原因不明の傷病であることから、業務との因果関係を認めることができない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病したうつ病及びクローン病はいずれも業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。